

給付型奨学金制度の導入を求める意見書

日本国憲法第26条は、すべての国民に「能力に応じてひとしく教育を受ける権利」を保障し、教育基本法第4条は「教育の機会均等」を保障する責任が国および地方公共団体にあることを明記している。しかし、日本の教育費に占める公費負担割合（対GDP比）は、OECDによれば、全教育段階で3.6%（OECD平均5.4%）、高等教育段階で0.5%（OECD平均1.1%）とOECD加盟国中、いずれも最下位であり、大学で授業料を徴収し、給付型奨学金がない国は日本だけになっている。

一方、学生生活では長期の不況から家からの支援が減少し、10年で生活費が3割減少する（日本学生支援機構「学生生活調査」大学昼間部）という厳しい状況の中で、奨学金が命綱になっている。

日本は、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）第13条第2項（e）「適当な奨学金の導入」を批准していながら、公的奨学金は、高校も大学等も貸与制のみであり、大学では大半が有利子である。いま、若者の雇用破壊が拡大する中、奨学金の利用は卒業と同時に数百万円の借金を背負うことになり、将来の返済に対する不安が広がっている。返す必要のない給付型奨学金の導入が強く求められている。

「教育は人権」であり「教育こそが日本再生の基盤」であり、「だれもが安心して学べる社会」を実現させることが求められている。

よって本市議会は国会及び政府に対し、高等教育における給付型奨学金の導入を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月24日

堺市議会

衆議院議長	各宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
文部科学大臣	